

広報笑顔

スマイル
2021. 7.20 No.180

安平町平和祈念式典の内容変更について

例年8月に町で開催していた安平町平和祈念式典につきまして、近年のご遺族の高齢化や、平成25年の遺族会解散以降参加者が毎年減少していたことなどにより、新たな開催方法を検討してきましたが、昨今のコロナ禍を踏まえ、北海道戦没者追悼式にご遺族を引率する事業に内容を変更いたしました。

つきましては、北海道戦没者追悼式の詳細が決まり次第、ご遺族の方へご案内する予定でございますので、ご承知おき願います。

問合せ

健康福祉課福祉グループ

☎297071

安平町国民健康保険と後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

新型コロナウイルスに感染し、または感染が疑われたことにより会社等を休み、給与等の全部または一部を受けることができない場合、傷病手当金を支給します。

また、適用期間が令和3年9月30日まで延長となります。対象者

以下の要件を全て満たす方
①安平町国民健康保険の被保険者または北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者
②給与等の支払いを受けている方

③新型コロナウイルスに感染し、または感染が疑われたことにより労務に服すること

目次	
お知らせ	1
公営住宅入居者募集	10
生涯学習だより「きらり」	11
地域安全ニュース	12
	15
	16

申請期限

11月30日(火)まで

問合せ

健康福祉課

国保・介護グループ

☎297072

通行規制区間への進入の危険性について

道路で災害が発生した場合などには通行止め等の規制が実施されます。

通行止め区間へ脇道などから侵入すると、損壊した道路からの転落や崩落した土砂に巻き込まれる等の重大な事故に繋がる恐れがあります。

大変危険ですので、指定された迂回路のご利用をお願いします。

なお、通行規制の状況は次のホームページで公表しています。

通行規制情報（北海道地区道路情報ページ）

<https://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/RoadInfo/index.htm>

下記 QR コードからご覧いただけます。



問合せ

北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部維持管理課

☎014329873

地域サロンあんを開催します

日時

8月2日(月) 12時～15時

場所

ふれあいセンターいぶき

※会場は手指消毒、換気などの新型コロナウイルス感染症の対策をしています。

※当日、マスク着用でお願いします。

※緊急事態宣言が出た場合は中止します。

※お茶、コーヒー、お楽しみ甘味をご用意（参加費無料、昼食持参OKです）

※安平町支え合い活動交付金、社会福祉協議会助成金を受け運営しています。

問合せ

代表 佐々木

☎293706

65 歳以上の方へ

令和 3 年度 安平町介護保険料のお知らせ

安平町に納めていただく 65 歳以上の方の令和 3 年度の保険料についてお知らせします。

介護保険料は、40 歳以上の方全員が被保険者となり、介護が必要となったとき、みんなで介護を支えるために納めるものです。なお、40 歳から 64 歳以下の方は、現在加入されている健康保険等の医療保険の保険料と併せて介護保険料が徴収されますので、現在加入している健康保険等にお問い合わせください。

保険料の決め方

65 歳以上の方の保険料については、前年の本人および世帯の課税や所得の状況に応じて 9 段階に分けられています。

※令和 3 年度は 3 年に 1 度の介護保険料の見直しの年にあたりますが、今回介護保険料の改定はありません。

保険料段階	対象者	介護保険料 (上段：年額、 下段：月額)
第 1 段階	生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者 世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	18,720 円 1,560 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の方	31,200 円 2,600 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超えた方	43,680 円 3,640 円
第 4 段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	56,160 円 4,680 円
第 5 段階 (基準額)	本人が住民税非課税で世帯に住民税が課税されている世帯員がいる方	62,400 円 5,200 円
第 6 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	74,880 円 6,240 円
第 7 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	81,120 円 6,760 円
第 8 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	93,600 円 7,800 円
第 9 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上の方	106,080 円 8,840 円

※第 1 段階から第 3 段階の保険料は低所得者軽減後の保険料となります。

※この保険料段階に基づく令和 3 年度の介護保険料を納付書でお支払いの方には、6 月に納付書を送付させていただきました。年金から天引きされている方には 10 月に個別に通知させていただきます。

保険料の納め方

- ・特別徴収の方（年金から天引きされている方）

年金の支払い（年 6 回）の際にあらかじめ差し引かれます。

- ・普通徴収の方

6 月中に町から送付する納付書で納めていただきます。納期内の納付にご協力をお願いします。

納期内に納付が困難な場合は分割納付も可能ですのでご相談ください（納入期限は次のとおり）。

【令和3年度 介護保険料の納入期限】

期別	普通徴収（納付書の方）の納入期限	期別	普通徴収（納付書の方）の納入期限
1期	6月30日(水) 終了	3期	11月1日(月)
2期	8月31日(火)	4期	12月28日(火)

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎ 7072

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 安平町介護保険第1号被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者の方および生計維持者の収入が減少した世帯に属する第1号被保険者の方で次の要件に該当する場合は、介護保険料が減免となります。

要件（①②のいずれかに該当する方）

- ①感染症により、生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者の方
 - ②感染症により、生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入などの減少が見込まれる世帯に属する第1号被保険者の方
- ※②に該当する場合は、次の i および ii に該当すること。
- i 事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の10分の3であること。
 - ii 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得額が400万円以下であること。

減免額 ①に該当する方 全額免除

②に該当する方 一部免除（対象保険料額に減免割合をかけた金額）

②に該当する方の減免額算定基準

- ・対象保険料額 = $A \times B / C$
 A：当該第1号被保険者の保険料額
 B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
 C：主たる生計維持者の前年の合計所得金額
 - ・減免割合
 Cが200万円以下の場合…10 / 10
 Cが200万円超の場合 … 8 / 10
- ※事業の廃止や失業の場合は、前年の所得にかかわらず対象期間の保険料が全額免除となります。

申請方法 介護保険料減免・徴収猶予申請書に下記の添付書類を添えて提出してください。

- ①に該当する方 医師の診断書等の写し
- ②に該当する方 収入の減少を証明できるもの（令和3年2月以降の収入を証明する書類と比較できる前年の収入を証明する書類。例：給与明細書、事業収入など）

減免となる保険料の対象期間 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納付期限が設定されている保険料

徴収済みの保険料について 対象期間の保険料で徴収済みのものは、保険料の再計算を行った後、お返しいたします。

申請先・問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎ 7072

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」についてのお知らせ

この度、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯等への負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、次のとおり給付金を支給します。

支給対象者

町民税均等割が非課税で、平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれたお子さん（平成 13 年 4 月 2 日以降に生まれた特別児童扶養手当の対象児童になっているお子さん）を養育している方で、以下の所得要件のいずれかに該当する方であり、かつ以下の養育要件のいずれかに該当する方。

※「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の支給を受けた方は、本給付金の対象外です。

※「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の支給を受けていない方で、本給付金の対象となる場合もありますので、ご相談ください。

・所得要件

①令和 3 年度の町民税均等割が「非課税」の方

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなどの理由により、令和 3 年中の収入が町民税均等割非課税世帯と同じ水準となっていると認められる方

・養育要件

ア 令和 3 年 4 月分の児童手当受給者（公務員以外）

イ 令和 3 年 4 月分の児童手当受給者（公務員）

ウ 令和 3 年 4 月分の特別児童扶養手当受給者

エ 新規児童手当受給者（公務員以外）

※令和 3 年 5 月から令和 4 年 3 月までのいずれかの月の分の児童手当について、出生により新規または増額の申請を行い、認定を受けた方

オ 新規児童手当受給者（公務員）

※令和 3 年 5 月から令和 4 年 3 月までのいずれかの月の分の児童手当について、出生により新規または増額の申請を行い、認定を受けた方

カ 新規特別児童扶養手当受給者

※令和 3 年 5 月から令和 4 年 3 月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当について、新規または増額の申請を行い、認定を受けた方

キ その他の対象児童の養育者

※上記ア～カには該当しないが、令和 3 年 3 月 31 日時点で、その他の対象児童（平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までの児童）を養育している方

給付額

対象児童 1 人あたり一律 5 万円

申請手続き

1. 所得要件①に該当し、養育要件のア・ウのいずれかに該当する方

⇒申請不要です。

令和 3 年 4 月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座へ令和 3 年 7 月 15 日に振り込んでいます。

2. 所得要件①に該当し、養育要件のエ・カのいずれかに該当する方

⇒申請不要です。

新規または増額の申請後、令和 3 年 4 月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座へ振り込みます。

3. 所得要件①に該当し、養育要件のイ・オ・キのいずれかに該当する方
⇒申請が必要となりますので、下記窓口にて申請手続きをお願いします。

・申請先

健康福祉課福祉グループまたは住民サービス課住民サービスグループ

・必要書類

申請者の本人確認書類の写し（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）、受取口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し

4. 所得要件②に該当し、養育要件ア～キのいずれかに該当する方

⇒申請が必要となりますので、下記窓口にて申請手続きをお願いします。

・申請先

健康福祉課福祉グループまたは住民サービス課住民サービスグループ

・必要書類

申請者の本人確認書類の写し（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）、受取口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し、収入がわかる給与明細書、年金受給者の方は年金振込通知書等

※所得要件②の該当基準

申請者および配偶者等の収入の高い方について、令和3年1月以降の任意のひと月分の収入（給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入のうち、収入があったもの全て）を12倍した額を年間収入見込み額とし、下表の町民税非課税相当限度額における収入限度額以内かどうかを判定します。収入見込み額が収入限度額以上であった場合、所得限度額以内かどうかを判定します。

【町民税非課税相当限度額算定表】

世帯の人数	家族構成の例	収入限度額	月額を目安（総支給）	所得限度額
2人	父（母）＋子1人	1,378,000 円	114,800 円以内	828,000 円
3人	父母＋子1人	1,680,000 円	140,000 円以内	1,108,000 円
4人	父母＋子2人	2,097,000 円	174,700 円以内	1,388,000 円
5人	父母＋子3人	2,497,000 円	208,000 円以内	1,668,000 円
6人	父母＋子4人	2,897,000 円	241,400 円以内	1,948,000 円
7人	父母＋子5人	3,297,000 円	274,700 円以内	2,228,000 円
8人	父母＋子6人	3,685,000 円	307,000 円以内	2,508,000 円
9人	父母＋子7人	4,035,000 円	336,200 円以内	2,788,000 円
10人	父母＋子8人	4,385,000 円	365,400 円以内	3,068,000 円

申請期間 7月20日(火)～令和4年2月28日(月)

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎②9 7071

各種計画（案）等に関する意見募集

町では、まちづくり基本条例の理念に沿って、より町民の皆さんが意見を提出しやすい参画形態となるよう、工夫をしながら町民参画に取り組むことに努めています。次の通り各種計画（案）等について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

意見募集の対象

①安平町過疎地域持続的発展市町村計画（素案）について

本計画は、過疎地域の持続的発展に関する特別措置法（令和3年4月1日施行）に基づく過疎地域の指定に伴い、過疎からの自立と地域の持続的発展の実現のために策定するものです。

本計画では、令和3～7年度までの5年間を計画期間として、財政上の優遇措置を活用するため、各種事業や取り組みを掲げています。

②千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画の変更（案）について

本計画は、地域社会の中心となる地方都市（苫小牧市、千歳市）と周辺の市町村（安平町ほか3市町）からなる地方拠点都市地域の都市機能の増進と居住環境の向上を図るための整備を促進し、地方の自立的な成長を促すことを目的とした計画です。この度の変更は、安平町早来北進地区（ときわ公園周辺）における遊休施設等の民間活用を見据えた区域の拡張を行うものです。

公開する資料と閲覧方法等

①公開する資料

各種計画（案）および概要資料等

②資料の閲覧方法

- ・政策推進課政策推進グループおよび住民サービス課（総合支所）で閲覧できます。
- ・町ホームページに掲載しています。ご覧になれない方は、政策推進課政策推進グループまでご連絡ください。郵送などでお届けします。

意見の提出方法および場所

備え付けの提案書（意見記入票）をご利用ください。提案書（意見記入票）と同様の項目を記述している場合は、任意による書面で構いません。提出方法は、「持参」「郵送」「ファクシミリ」「電子メール」のいずれかで提出をお願いします。持参の場合は、総合庁舎（政策推進課）・総合支所（住民サービス課）へ提出してください。

①持参の場合 政策推進課（総合庁舎）、住民サービス課（総合支所）へ提出してください。

②郵送の場合 〒059-1595 安平町早来大町95番地

安平町役場 政策推進課政策推進グループ

③ファクシミリの場合 提案書を政策推進課（FAX ②2026）まで送信してください。

④電子メールの場合 提案書を添付またはメール本文等に入力し送信してください。

kikaku@town.abira.lg.jp

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による意見は受け付けておりません。

募集期間

7月16日(金)～8月5日(木)17時15分まで

対象者

①町内に居住または通勤・通学している方

②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

公表および応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方について、総合庁舎および総合支所（窓口）、町ホームページで公表します。

その他

提案内容について、詳しくお聞きする場合や協議した結果をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751

下水道工事に伴う交通規制のお知らせ（安平地区）

下水道工事の実施に伴い、片側交互通行および通行止めを行いますので、付近を通行される際は現場の指示に従ってください。

工事期間中は何かとご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

規制場所 安平 559 番地 1 地先から安平 570 番地 1 地先まで

※町道 中山通り

工事期間 9 月 30 日(木)まで

施工業者 瀧本産業株式会社



問 合 せ 水道課下水道グループ ☎ 2730

Facebook



あ びらのまちの様子を、
SNSで発信しています。

Facebook ではまちの取り組みや事業などを、
YouTube ではあびらチャンネルで放送した過去の動画などをご覧いただくことができます。

YouTube



安平町墓地条例の一部改正（案）に関する意見募集

令和3年10月に供用開始を予定している安平町共同墓の所在地や名称、共同墓へ埋蔵する使用要件などを定めるため、安平町墓地条例の一部改正を行う予定です。つきましては、安平町墓地条例の一部改正（案）について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

意見募集の対象

安平町墓地条例の一部改正（案）

公開する資料と閲覧方法等

①公開する資料

- ア. 安平町墓地条例の一部改正（案）の概要について
- イ. 安平町墓地条例の一部改正する条例（案）新旧対照表

②資料の閲覧方法

- ・税務住民課住民生活グループ（総合庁舎）および住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）で閲覧できます。
- ・町ホームページに掲載しています。ご覧になれない方は、税務住民課住民生活グループまでご連絡ください。郵送などでお届けします。

意見の提出方法および場所

備え付けの提案書（意見記入票）をご利用ください。提案書（意見記入票）と同様の項目を記述している場合は、任意による書面で構いません。

①持参の場合：税務住民課（総合庁舎）、住民サービス課（総合支所）へ提出してください。

②郵送の場合：〒059-1595 安平町早来大町95番地
安平町役場 税務住民課住民生活グループ

③ファクシミリの場合：提案書を税務住民課（FAX ②3883）まで送信してください。

④電子メールの場合：提案書を添付またはメール本文等に入力し送信してください。

税務住民課住民生活グループ：k-eisei@town.abira.lg.jp

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による意見は受け付けしません。

募集期間

7月20日(火)～8月13日(金)17時15分まで

対象者

- ①町内に居住または通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

公表および応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方について、総合庁舎および総合支所（窓口）、町ホームページで公表します。

その他

提案内容について、詳しくお聞きする場合や協議した結果をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。

問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎②2940

安平町職員（一般事務職員）を募集します

令和4年4月1日採用予定の安平町職員（一般事務職員）を次のとおり募集します。

募集内容

募集職種 一般事務職員

募集予定人員 若干名

資格要件、試験の日程および試験内容等

①独自試験（大卒者、高卒者）

年齢および資格要件 大卒者 平成4年4月2日以降に出生し、学校教育法に基づく大学（短大を除く）を卒業した方、または来春卒業見込みの方

高卒者 平成4年4月2日以降に出生し、学校教育法に基づく高等学校を卒業した方

試験期日 9月5日(日)

試験内容 大卒者 教養試験、論文試験、適性検査

高卒者 教養試験、作文試験、適性試験、適性検査

試験会場 総合庁舎 時間等については応募者へ別途通知します

②町村会合同試験（大卒者のみ）

年齢および資格要件 大卒者 平成4年4月2日以降に出生し、学校教育法に基づく大学（短大を除く）を卒業した方、または来春卒業見込みの方

試験期日 9月19日(日)

試験内容 教養試験、論文試験、適性検査

試験会場 室蘭市中小企業センター（室蘭市東町4丁目29番1号 ☎0143 ④3619）

時間等については応募者へ別途通知します

※採用後、安平町内に居住することが条件となります。

※普通自動車運転免許を保有している方、または採用日までに取得見込みの方

※地方公務員法に規定する欠格条件に該当する方は、試験を受けることができませんのでご注意ください（詳細につきましては、総務課総務グループへお問い合わせください）。

受験手続きについて

応募方法 次の書類を添えて応募してください。

①受験申込書（最近6か月以内に帽子を被っていない上半身を写したもので、本人であると確認できる写真（縦4cm・横3cm）を申込書に貼ること）

②卒業証明書または卒業証書の写しもしくは卒業見込証明書

③履歴書（町指定の様式を使用し、受験申込書同様、写真を貼ること）

④各種資格免許証の写し

⑤職務経歴書（職歴のある方）※任意の様式（A4版）

⑥返信用封筒（長形3号封筒に住所、氏名を記入し、84円切手を貼ること）

※受験申込書・履歴書は、総務課総務グループに直接請求するか、町ホームページからダウンロードしてください（URL <https://www.town.abira.lg.jp>）。

受付期間 7月1日(木)～8月2日(月)

・直接役場に持参する場合は、8時30分から17時15分までの平日に限り受け付け

・郵送する場合は、8月2日(月)の消印まで有効

問合せ 総務課総務グループ ☎②2511

北海道障害者職業能力開発校 令和3年度の訓練生を募集します

北海道障害者職業能力開発校では、しょうがいをお持ちの求職者を対象として、10月から6か月の建築デザイン科訓練生を募集します。詳細は北海道障害者職業能力開発校または最寄りのハローワークへお問い合わせください。

願書受付期間 7月26日(月)～8月20日(金)

選考試験日 9月10日(金)

選考試験会場 北海道障害者職業能力開発校(砂川市焼山60番地)

選考試験内容 数学、国語、面接

問 合 せ 北海道障害者職業能力開発校 ☎ 0125 52 2774 FAX 0125 52 9177

安平・厚真行政事務組合からのお知らせ

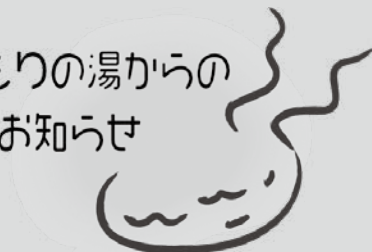
じん芥処理場内の舗装工事について

じん芥処理場内の舗装工事を9月30日(木)まで行います。工事に伴い、自己搬入時は係員の指示に従いゆっくりと前進していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 安平・厚真行政事務組合 ☎ 22 3151

税務住民課住民生活グループ ☎ 22 2940

ぬくもりの湯からの お知らせ



ぬくもりの湯に来館される皆様には、感染症予防のため「マスクの着用」「手指消毒」「来館時の体温測定」をお願いしています。体調不良の方はご来館を控えていただくなど、引き続きご理解・ご協力をお願いします。

※8月は10日(第2火曜日)も営業します！ぜひご利用ください！

・～8月7日(土) セタイイベント

①エントランスホールに短冊を設置しています。

②期間中の土日、くじを引いてあたりが出たら「ぬくもりの湯スタンプ」が2倍、3倍に！

③7月22日(木・祝)～25日(日)は、アサヒメロン、カマンベールチーズ、菜の花油など安平町の特産品が当たる抽選会を行います！

・8月11日(水)～12日(木) 夏祭り

アサヒメロン、カマンベールチーズ、菜の花油など安平町の特産品が当たる千本引きを行います！8月12日まで配布している抽選補助券3枚で1回引くことができます。1回200円の千本引きコーナーも用意してお待ちしています。

・8月10日(火)～15日(日) 夏祭り

軽食コーナーで販売しているソフトクリーム、かき氷を50円引きで提供します！

8月のカラダ測定会 17日(第3火曜日)13時～16時

※体組成測定と作業療法士による診断を受けられます！

8月の休館日 24日(第4火曜日)

問合せ ぬくもりの湯 ☎ 25 2968 (営業時間11時～22時)

公営住宅・特公賃住宅・町営住宅入居者募集

募集期間 8月2日(月)～8月16日(月)

案内書および申込書の配布・受付(土、日曜日、祝日を除く)

申込受付期間: 8月2日(月)～8月16日(月) 8時30分～17時15分

受付場所

・建設課施設グループ(総合庁舎) ・住民サービス課(総合支所)

必要なもの

入居申込書および同意書、世帯全員の所得証明書の写し(最新のもの)、世帯全員の住民票の写し、世帯全員が市町村民税を滞納していないことの証明書の写し、マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード

抽選日時・場所

募集住宅に対し重複した場合は下記日程で抽選を行います。抽選場所は地区によって異なります。

早来地区分 8月18日(水) 9時30分～総合庁舎

追分地区分 8月18日(水) 13時30分～総合支所

募集予定団地(募集予定団地は変更となる場合がありますので、受付場所でご確認ください)

早来地区: 遠浅南公営住宅、早来あかね公営住宅、早来さつき公営住宅、早来北町公営住宅、遠浅駅前公営住宅、早来あけぼの公営住宅、安平駅前公営住宅、早来あけぼの特定公賃貸住宅

追分地区: 追分南公営住宅、追分中央公営住宅、追分若草地域優良賃貸住宅(新築)

単身者用: 追分カームビレッジ特定単身者住宅

その他

・令和3年9月1日より契約、15日以内に入居可能な方に限ります。

問合せ 建設課施設グループ ☎②2516

暮らしの困りごとの相談に行政相談委員が応じます

年金の手続や制度について知りたいこと、借金や遺産相続について相談したいなど、あなたの暮らしの困りごとをお気軽にご相談ください。

相談は無料。秘密は守ります。行政相談委員の自宅または電話で常時相談に応じます。

総務省行政相談委員 早来地区 水野 佐 氏 ☎②3518

追分地区 平野秀樹 氏 ☎⑤2774

問合せ 総務課総務グループ ☎②2511



【広報笑顔(スマイル)】

発行/安平町

企画・編集/総務課情報グループ

☎059-1595 安平町早来大町95番地

(☎②2511・FAX②2026)

安平町ホームページ

<https://www.town.abira.lg.jp>

安平町フェイスブック公式ページ

<https://www.facebook.com/town.abira>

乗って守ろう・まちづくりに活かそう! 賢く上手な公共交通の組合せ利用を

- ▶ JR(都市への速やかな移動に)
- ▶ あつまバス(隣接市への移動に)
- ▶ 循環バス(町内4地区を跨ぐ移動に)
- ▶ デマンドバス(予約制・自宅から街中停留所までの小地域内の移動に)
- ▶ ハイヤー(自由度の高い公共交通)



みんなで乗れば、
未来が変わる。
乗るより、作るより、公共交通の未来。

[役場相談窓口] 政策推進課政策推進グループ ☎22-2751

□『町民ラジオ体操会』開催のお知らせ

7月31日は家族みんなで早起きしてラジオ体操をしよう！追分・早来の2会場で行います！

□日時 7月31日(土) 午前6時20分頃～

□対象者 全町民(申し込み不要、参加無料)
参加したお子さんには記念品を用意しています。

□会場 追分地区:いぶき駐車場
早来地区:しのめ会館前

□主催 安平町体力づくり推進協議会

□後援 追分郵便局、早来雪だるま郵便局、安平町教育委員会

□問合せ 教育委員会社会教育グループ(☎29-7036)

□その他 ラジオ体操カードを持参した方には、参加を証明する押印をします。
新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、参加者には間隔をあけて体操を行います。また、移動時・イベント中のケガや事故などについては自己責任となります。



第226号

発行
安平町教育委員会
☎29-7036
FAX29-7030

□夏休み中の「学校閉庁日」の取組みについて

町内の小中学校では、教職員の長時間勤務等への対応策として、夏休み期間中の8月11日(水)～13日(金)を『学校閉庁日』として教職員の休暇取得を促進する取組みを実施します。

□取組みに関する問合せ、閉庁期間中の緊急連絡先
教育委員会学校教育グループ(☎29-7036)

□追分町民プール OPEN！

追分町民プールがオープンしています！

皆様のご利用をお待ちしています♪

□開館期間 7月12日(月)～9月5日(日)

□利用時間

区分	利用時間帯
① 平日	小学生だけで利用できる時間 午後3時30分～午後4時45分
	中学生だけで利用できる時間 午後3時30分～午後6時
	高校生以上が利用できる時間 午後3時30分～午後7時
② 土日・祝日、 学校が休みの日	小学生だけで利用できる時間 午前10時～午後4時45分
	中学生だけで利用できる時間 午前10時～午後6時
	高校生以上が利用できる時間 午後2時～午後7時

※追分プールに自動車でお越しの際は、追分小学校へ通う児童の安全面を考慮し、道の駅駐車場(側通路(旧追分幼稚園側))より追分小学校体育館横を通り、入場されるようお願いいたします。

□利用上の注意

- ・平日 10:00～15:30 は原則学校授業で利用する時間帯となりますが、授業予定が入っていない場合は利用することができますので、追分プールまでお電話でご確認ください。
- ・学校が短縮授業となっている日は、区分②での利用となります。
- ・幼児は必ず保護者が同伴し、保護者の責任において利用してください。なお、幼児・小学校低学年の児童に同伴する保護者は、子どもが利用する時間帯でもプールに入場できます。
- ・利用終了時間の15分前までにプールから上がり、帰る準備をしましょう。

□問合せ 追分町民プール(☎25-3396)

教育委員会社会教育グループ(☎29-7036)

□新型コロナウイルス感染拡大予防に関するお知らせ

- ・ご利用の際は、手洗い、うがい、消毒の徹底にご協力ください。
- ・発熱など体調のすぐれない方はご利用をお控えください。
- ・追分プールでは、定期的な備品の消毒を行うなど、新型コロナウイルス感染拡大予防の取組を実施していきますが、更衣室などのご利用については密集とならないよう利用状況に合わせご利用していただきますようご協力をお願い致します。

※追分プール水中運動教室の開催はありません。ご了承ください。

せいこドームからのお知らせ

【トレーニング室 大リニューアル OPEN!】



1階にありましたトレーニング室が2階にも増床してリニューアルオープンしました！トレーニング機器も一新して近隣市町の中でも類を見ないほど、充実したものとなっております。じっくり筋トレしたい方はもちろん、はじめての方にも安心してお使いいただける機器です。(高校生以上のご利用となります。)

※2階トレーニング室は貸切利用の場合がございます。貸切がない場合は一般の方もご利用いただけます。(1階は常時一般利用ができます。)

■プール各教室お盆休みについて

子ども水泳教室・大人各レッスンは下記の日程でお盆休みとなりますので、ご確認ください。

□期間 8月10日(火)～14日(土)

□対象 子ども水泳教室・大人各プールレッスン

□注意 子ども水泳教室参加者は8月中に振替を1回お取りください。

※詳しくは7月より新しくなったプールカレンダーをご覧ください。

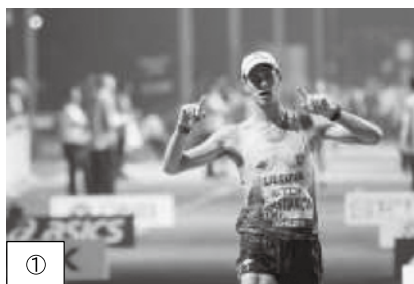
■安平町スポーツセンターホームページができました！

スポーツセンターの旬の情報をお届けできるようになりました。各種お知らせなど随時更新していきますのでご活用ください。

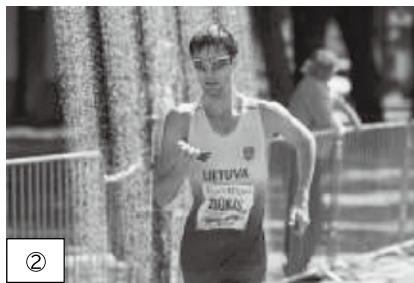
□URL <https://abirasupo.com>

安平町ホームページからもご覧いただけます。

リトアニア共和国の競歩選手を応援！



①



②



③

2月にむかわ町、厚真町とともに3町合同で東京オリンピック・パラリンピック大会に参加するリトアニア共和国を応援するため、ホストタウン登録に向けた調印式を開催したところですが、同国からは、3名の競歩選手が8月5、6日に札幌市で開催される大会に出場しますので、ご紹介します。

日本人選手とともに、ぜひリトアニア選手への応援もよろしくお願いします。

アルトゥル・マスティアニツァ(28歳)【写真①】

□男子50km競歩 8月6日(金) 午前5時30分～午前10時

□オリンピック出場歴 リオデジャネイロ(2016)

□最高成績 2018 ヨーロッパ陸上競技選手権大会(50km) 14位

2019 世界陸上競技選手権大会(50km) 15位

□意気込み 「上位でゴールすること」

マリウス・ジューカス(35歳)【写真②】

□男子20km競歩 8月5日(木) 午後4時30分～午後6時05分

□オリンピック出場歴 リオデジャネイロ(2016)、ロンドン(2012)、北京(2008)

□最高成績 2011 ユニバーシアード競技大会(20km) 6位

2019 世界陸上競技選手権大会(20km) 11位

□意気込み 「レースに全力を注いで、母国の誇りをもって挑みたい」、「レースの後はチームメイトをサポートするとともに世界最大のスポーツイベントを楽しみたい」

ブリギタ・ヴィルバリテ=ディムシエネ(36歳)【写真③】

□女子20km競歩 8月6日(金) 午後4時30分～午後6時15分

□オリンピック出場歴 リオデジャネイロ(2016)、ロンドン(2012)

□最高成績 2015 世界陸上競技選手権大会(20km) 7位

2018 ヨーロッパ陸上競技選手権大会(20km) 4位

□意気込み 「オリンピックでキャリア最高の結果を出すこと」



【陸上】

6月12日 第10回東胆振中

学校夏季陸上競技大会(苦

小牧市)▼男子400m 優勝

林出一真(追分中)▼男子800

m 優勝 三好泰輔(追分中)

6月27日 第67回全日本中

学校通信陸上競技大会日胆

大会(室蘭市)▼女子砲丸投

げ3位 長澤彩音(追分中)

【ソフトテニス】

6月12日 第10回東胆振中

学校夏季ソフトテニス競技大

会(苦小牧市)▼女子個人

優勝 中田有咲・山下日和梨

(早来中)3位 阿部翠月・瀧

澤終鈴(早来中)3位 宅美

風花・高橋優奈(早来中)

6月19日 第10回東胆振中

学校夏季ソフトテニス競技大

会(苦小牧市)▼女子団体

優勝 早来中学校

【バレーボール】

6月13日 第10回東胆振中

学校夏季バレーボール競技

大会(苦小牧市)▼3位 早

来中・追分中合同チーム

【野球】

7月3日 FBCU12胆振

東部予選会(厚真町)▼優勝

追分イーグルス

■追分グラウンドゴルフ大会 参加者募集！

◎初心者体験と異世代交流大会

グラウンドゴルフは高齢者向けに室内競技として、ルール変更した軽スポーツです。道具はすべて用意されていますので会場まで手ぶらで来てください。マスク着用をお願いします。(検温・消毒用意)室内用靴を持参してください。

□日程 8月7日(土)午後1時～

□場所 多目的スポーツセンター

□申込み 7月31日(土)までに下記へ申込みください。

□問合せ 米川(☎25-2326)

大松(☎25-3206)

※参加賞を用意してお待ちしています。

※同好会を結成しませんか？ご相談に応じます。

■職場地区別等対抗 ソフトボール大会

□日程 8月25日(水)・26日(木)・27日(金)

□試合開始 午後6時30分予定

※チーム数、天候などにより日数の短縮あり

□会場 ときわ球場、柏が丘球場

□費用 1チーム2,000円(監督会議の際に持参)

□対象 自治会、事業所、団体などで構成したチーム(先着10チーム)

□申込み 町HPまたは教育委員会で配布する申込用紙により、教育委員会社会教育グループへ申込みください。

□受付期間 7月26日(月)～8月6日(金)まで

□組合せ 8月18日(水)に追分公民館で開催する監督会議で決定します。

□問合せ 教育委員会社会教育グループ(☎29-7036)

■令和3年度「カヌー体験研修会」

□日時 8月21日(土) 午前10時～午後3時(雨天時順延 22日(日)、28日(土)、29日(日))

□会場 苦小牧市白鳥湖

□対象者 カヌーに興味のある一般及び障がいのある方(未経験者大歓迎、中学生以下は要保護者同伴)

□参加料 1名1,500円(昼食費込み)

※カヌーに乗艇しない保護者、介助者は無料。ただし昼食希望者は1名1,000円。

□申込み 住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・経験の有無・障がいの有無・保護者などの昼食希望を記載して、8月8日(日)までに下記まで申込みください。

mail acc-entry@yahoo.co.jp

はがき 〒059-0901 北海道白老郡白老町社台118番地6

安平の森カヌークラブ事務局 山谷歩積 宛

□問合せ 安平の森カヌークラブ代表 多田政拓(☎090-2693-8572)

【平沼道治氏が北海道町村教育委員会連合会表彰及び全国市町村教育委員会連合会表彰(功労者表彰)を受賞】
平成20年5月に安平町教育委員会委員に就任し令和2年5月の退任まで約12年間、豊富な知識と経験を基に安平町の学校教育・社会教育の発展に多大な貢献をされたことが評価されての受賞となりました。

■太極拳メンバー募集！

太極拳メンバーを募集しています！興味のある方、体験したい方はぜひ問合せください。

□日時 毎週土曜日13時30分～15時

□場所 ぬくもりセンター多目的情報ホール

□服装・持ち物 動きやすい服装、飲み物、タオル、底の薄い室内用運動靴

□申込み・問合せ 森田(☎090-8632-5032)

※安平町支え合い活動交付金、社会福祉協議会助成金を受け運営しています。

■いぶり文芸(第52集)作品募集

創作、評論、随筆、詩、短歌、俳句、川柳の種別で自作未発表のものを募集します。

□応募資格 胆振管内在住者(中学生以下は除く)

□投稿規程

400字詰め原稿用紙を使用し下記のとおりまとめてください。創作及び評論(15～50枚程度) 随筆(3～5枚) 詩(30行以内) 短歌(5首) 俳句(5句) 川柳(5句) ※投稿作品には必ず「題名」「氏名(ペンネーム)」を明記、末尾に住所、氏名、電話番号を記入すること。作品は原則返却しません。投稿者には文芸誌(1,300円)購入を条件とします。(作品は選考することがあります。)

□申込み 9月10日(金)まで

□問合せ 安平町文化協会事務局 堀野(☎25-2141)

令和3年度第3回教育委員会(6月30日開催)
 ①安平町合同学校運営協議会委員の廃止について
 ②安平町新しい学校を考える会委員の廃止について
 ※第4回教育委員会(7月29日開催)については次号でお知らせします。
 教育委員会は、ご来会でも傍聴できますので、教育委員会事務局までお気軽に問合せください。(☎ 29-70336)

第3部 恵まれない子供たちと共に (6)子供たちを受け入れる(その3)

文責
 平和教育マスター
 新井 榮



子供たちの入学がこんなにスムーズにいくとは思ってなかったのでホッとしていると、「6年生に日本語を教えてもらえないだろうか…」とのことです。またまたここでも日本語を教えることになってしまいました。けれどこの学校は、児童数が1,000人以上という大マンモス校、6年生だけでも150人3クラスもあるのです。けれど快く受け入れたことで学校との関係がよくなるばかりでなく、地域の人たちとの温かな関わりが増えていくことになったのです。

この1週間後、2人の子を受け入れました。けれど、この子たちはいずれも障がいを持った子で、1人は6歳の小児麻痺で歩行困な女の子、もう1人は12歳のひどい火傷の痕がある男の子でした。これで6人の子を受け入れましたが、その内3人の子は障がいを持った子でした。このように人身売買された子の中には障がいを持った子がとても多いのです。これは人身売買された子の多くは物乞いをさせられるのですが障がいを持った子は、観光客の同情を引き、他の子より収入が多いからです。それで、障がいを持った特に小さな子は、高額で取引されるのです。また、子だくさんの貧しい家では、障がいのある子まで手が回らず家族のために仕方なく手放す親も少なくありません。それで物乞いをさせられる子の中に障がいを持った子が多いのはそのためです。けれど、人身売買されても物乞いをさせられる子は、まだ救われます。

と言いますのは、中には幼児売春や臓器提供者にさせられる子もいるからです。この人たちは、戦争さえなければ貧しくても寄り添って幸せに暮らしていたらどう人々たちなのです。



公民館図書室 新刊のご案内

開室日 毎週火～日曜日 9時～17時

☎ 早来:22-3224、追分:25-2565

新しい本がたくさん入りました！早来・追分どちらの公民館の本でも借りることができます。ぜひ図書室へお越しください。リクエストもお待ちしております。

【早来公民館】

〈一般書〉ときめく雲図鑑(菊地 真以)／日高線の記憶(番匠 克久)／犬と歩けばワンダフル(北尾 トロ)／臨床の砦(夏川 草介)／にぎやかな落日(朝倉 かすみ)

〈児童書〉もしも地球がひとつのリンゴだったら(デビッド・J・スミス)／図書館ラクダがやってくる(マーグリート・ルアーズ)／ぼくモグラキツネ馬(チャーリー・マッケジー)／ながれぼし(武田 康男)／ふしぎ駄菓子屋銭天堂 15(廣嶋 玲子)

【追分公民館】

〈一般書〉ポストコロナ期を生きるきみたちへ(内田 樹 編)／白崎茶会の癒しのスープ(白崎 裕子)／世界の民芸玩具(尾崎 織女)／児童文学の中の家(深井 せつ子)／俺の家の話(宮藤 官九郎)

〈児童書〉めくって学べるきかいのしくみ図鑑(小嶺 龍男)／富岡製糸場 生糸がつくった近代の日本(田村 仁)／ちよっとおんぶ(岩瀬 成子)／こわめっこしましよ(tupera tupera)／かえるのごほうび 絵巻「鳥獣人物戯画」より(木島 始)

今月の展示テーマ

『夏を楽しもう！』

今年もおうちで夏休み、という方も多いのでは？自然のなかでキャンプや釣り、おうちバーベキュー。人ごみを避け、ゆったりと心身を休めたいですね。

野鳥観察、コーヒーをていねいに味わう、など思い思いに夏が楽しめるような本をあれこれ展示します。児童の皆さん、今年もファイターズキャンペーンあります。本を読んでシャーペンゲットしよう。(今年、ドーム招待はありません。)

◆ 読み聞かせ 8月日程 ◆

読み聞かせ	日時	場所
読み聞かせ ひまわり会	未定	遠浅コミュニティセンター
読み聞かせ ありんこ会	8月21日(土)14時30分～	ふれあい交流館「みなくる」
ブックスタート読み聞かせボランティア 赤ずきん	8月25日(水) 11時00分～	おいわけ子ども園子育て支援センター

地域安全ニュース

令和3年7月20日発行

令和3年度第4号

安平町防犯協会

夏休みを楽しく過ごすために！

学校では、もうすぐ夏休みに入ります。昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により「地域のイベントが開催されない」「不要不急の外出に自粛が求められている」など例年と違った夏休みとなります。安全で楽しく充実した夏休みにするためにも、子どもたちに規則正しい生活を送らせるとともに、「善・悪」の区別をしっかりと身につけさせ、規範意識を育てましょう。

緊急連絡の方法を確認！

夏は日が長いので、遊びに夢中になり約束の帰宅時間を過ぎるということもあるかもしれません。安平町は18時に防災無線でチャイムを鳴らし、子どもの帰宅を促しています。「誰と」「どこで」「何をして」遊び、「何時に帰ってくるか」を確認する習慣をつけ、何かあった場合の緊急連絡先をしっかりと確認しましょう。



夏は痴漢などのわいせつ犯が増える！

夏はどうしても軽装となり、肌の露出も増えるため、猥褻目的の犯罪が増える傾向にあります。子どもだけで遊びに出かける場合には、あまり肌や下着の露出が多くなってしまう服装を避けるように注意してください。

スマホやPCにはフィルタリングを！

夏休み期間中はスマートフォンやパソコンの使用時間が長くなるため、有害サイトや無料通話アプリを通じて、子どもたちがサイバートラブルに巻き込まれるケースが多くなります。フィルタリングは、特定のサイトへのアクセスを制限するサービスですが「不便」「友達から仲間はずれになる」などの言葉を聞いて解除するケースが多々あるようです。子どもたちをサイバートラブルから未然に守るためにもフィルタリング設定は、子どもの性格や成長度合いに合わせて必ず保護者が設定しましょう。また、ウイルスなどのトラブルに備えて念のためブラウザなどは最新バージョンへ更新しましょう。

困った時には相談窓口へ！

- ・お近くの駐在所、苫小牧警察署 ・北海道警察本部相談センター ☎ 011-241-9110
- ・少年相談 110 番 ☎ 0120-677-110 ・24 時間子供 SOS ダイアル ☎ 0120-0-78310
- ・子どもの人権 110 番 ☎ 0120-007-110 ・子ども相談支援センター ☎ 0120-3882-56

安全で平和な町づくりを！

■防犯協会の活動

- ・新型コロナウイルス感染拡大予防対策により、令和3年度安平町防犯協会総会は書面により開催しました。昨年度の活動報告、収支決算および今年度の活動内容などを確認していただき承認をいただきました。

不審者や不審車両を見かけたら警察署・最寄りの駐在所または役場総務課までご連絡を！

苫小牧警察署 ☎ 0144 ㊟ 0110

追分駐在所 ☎ ㊟ 2003

安平駐在所 ☎ ㊟ 2339

早来駐在所 ☎ ㊟ 2030

遠浅駐在所 ☎ ㊟ 2211

役場総務課 ☎ ㊟ 2511